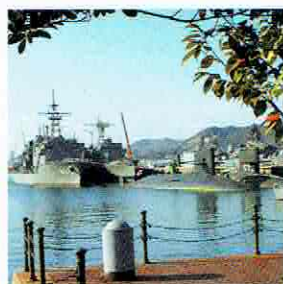
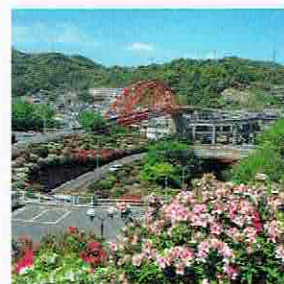


美しく風格のある 呉市の景観形成を目指して

呉市景観計画概要版



美しい景観は豊かな文化を育み、 そこに生活する人々や働く人、 さらには訪れる人の 心をも豊かにします。

景観とは、まちなみ、風景等の空間の視覚像を意味し「景」と「観」という言葉の合成による用語といわれています。「景」とは山があり、川があり、そして建物があるといった空間的なものの存在や場面をいうのに対して、「観」とは見る人が感じる印象や価値観というものの見方や考え方をいいます。つまり「景観」とは、見る人の価値基準によって差異が生じつつも、見る主体となる人の目と心にうつる「地域の視覚的特性=まちの個性」であり、「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音やにおいなど人間の五感を通して感じる全てが深く関連し合い、成り立っているものです。

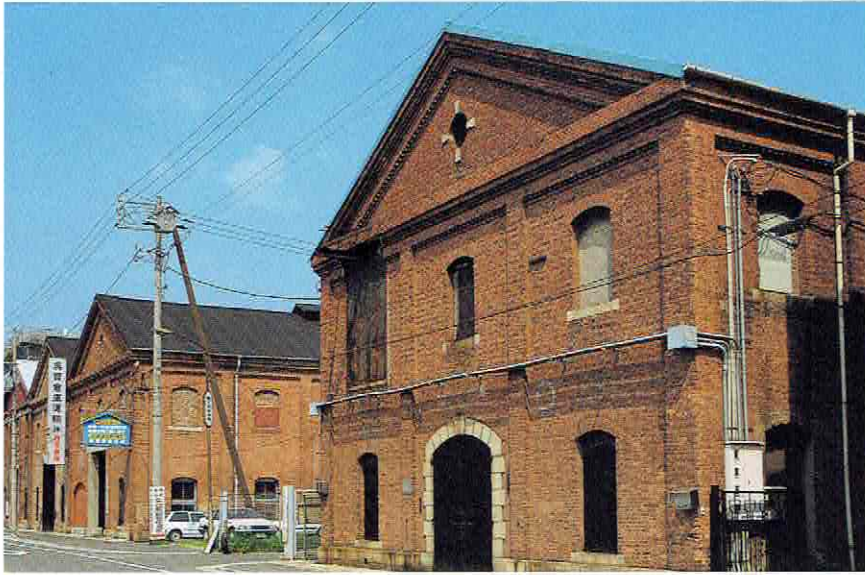
市街地の景観



まちの特性は多種多様で煩雑化しやすくなりますが、道端の緑化など、市民一人一人の心遣いによって、自然にうつくしく調和した、いきいきとした魅力あるまちになります。



歴史文化の景観



歴史は、まちに風格ややすらぎを感じさせるとともに、まちの特性を学び、まちづくりを考える上で、貴重な手がかりとなるものです。

多島美の景観



海浜の景観



変化に富んだ海岸線、かきいかだの風景等の海の景観や、段々畑や棚田等の田園景観は地域を特徴付ける景観となり、まちにうるおいやすらぎを与えてくれます。

市内には、良好な自然景観やすぐれた歴史景観などが多数存在します。これらの人々のふれあいやまちのにぎわいのある景観を守り、育て、次世代へと引き継いでいくことがわたしたちの使命であるといえます。



山と海の交わりの中で、 自然、生活、歴史・文化が とけこむ景観づくり。

呉市では、良好な景観の形成に関する計画区域としてそれぞれの地域特性を持った3地域を『景観計画区域』に指定し、その区域の中で重点的に景観の形成に取り組む地域を『景観づくり区域』として7か所指定しました。また、区域の特徴を保全するためにそれぞれの基準に基づく届出で景観を誘導していきます。

基本目標

1

「守る」地域の骨格を成す豊かな環境の保全

- ◆自然の山々や河川などの自然環境の保全
- ◆田園景観の維持・保全

基本目標

2

「育てる」良好な景観の創出と育成

- ◆呉らしい景観や生活を豊かにする景観の創出
- ◆現在ある良好な景観をより良好な景観として育成

基本目標

3

「つなぐ」眺望景観や景観の連続性の確保

- ◆「見る」・「見られる」というつながりを意識した眺望景観の形成
- ◆地域の個性的な景観の調和を図り、連続的な景観を形成



景観計画区域

- ◎呉・川尻・安浦地域
山と海に抱かれた市街地の景観づくり
- ◎音戸・倉橋地域
自然に調和する島の景観づくり
- ◎下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域
多島美の景観づくり

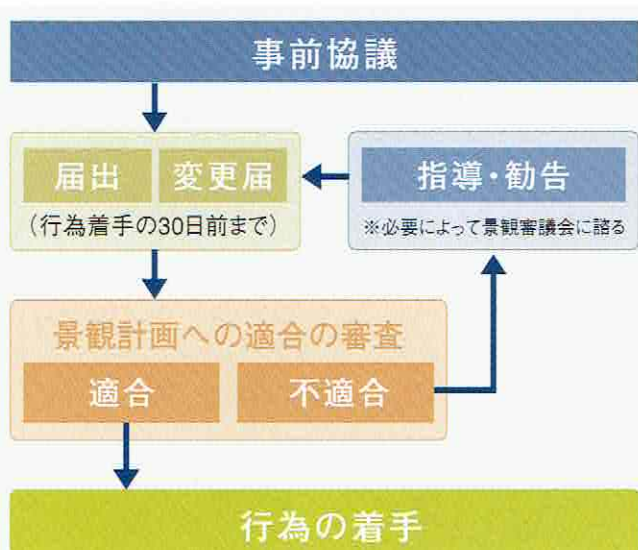
景観づくり区域

- ◎呉中央景観づくり区域
歴史の継承と美しいまちなみの形成
- ◎アレイからすこじま
歴史的景観の継承
- ◎野呂山景観づくり区域
山と多島美の眺望の保全
- ◎音戸の瀬戸景観づくり区域
歴史的景勝地の景観の保全
- ◎桂浜景観づくり区域
白砂青松の景観の保全
- ◎三之瀬景観づくり区域
歴史文化的まちなみの形成
- ◎御手洗景観づくり区域
歴史的まちなみの形成

行為の規制に関する事項

行為の種類	行為の詳細
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・高さ13m以上（景観づくり区域10m以上） ・建築面積1,000㎡以上
工作物の建設等	擁壁、煙突、高架水槽、記念碑その他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・高さ13m以上（景観づくり区域10m以上） ・築造面積1,000㎡以上
土石の採取等	土石の採取又は鉱物の採取 ・面積1,000㎡以上 ・法面等の高さ5m以上又は長さ10m以上
土地の形質の変更等	開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）、土地の形質の変更（土石の採取等及び開発行為を除く。）又は水面の埋立て若しくは干拓 ・都市計画区域内は面積3,000㎡以上 ・都市計画区域外は面積10,000㎡以上 ・法面の高さ5m以上又は長さ10m以上

届出のフロー



美術館通り



アレイからすこじま



御手洗地区



音戸大橋

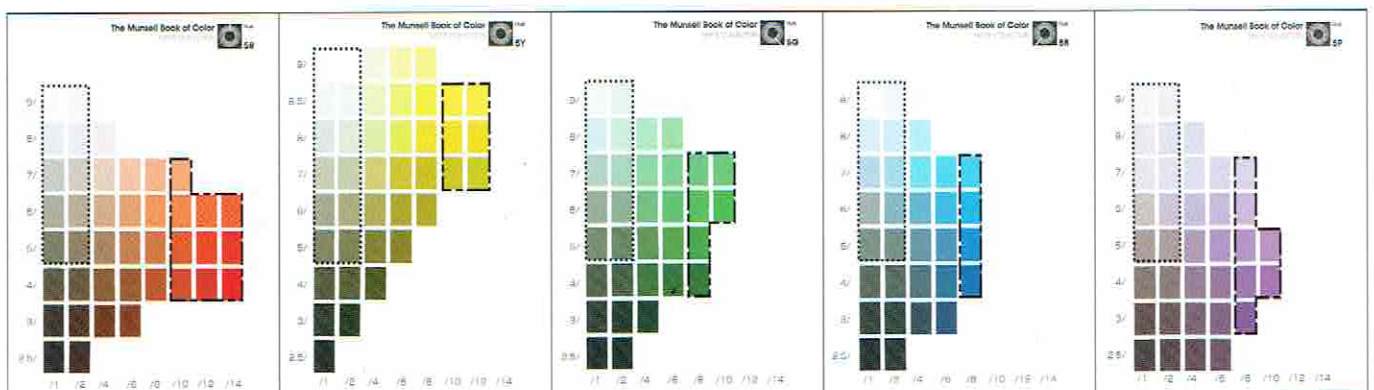
届出が必要な行為の定義

建築物の建築等	建築基準法第2条第1項に規定するもの
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（これらの支持物を含む。）その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産施設その他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類するもの
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の掘採 ・土石の採取
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・鉱物の掘採又は土石の採取及び開発行為以外の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓

マンセル表色系（例）

 おすすめする色
 避けたほうが良い色

上記範囲以外を協議色とします。



私たちの周りには、 四季折々に美しい彩りを見せる自然があります。

美しい景観は長い時間の蓄積や多くの人々の協力によって築かれてきたものです。まちなみの美しさや個性を表す建物などの外観の色彩は、地域の自然や歴史、建物の連続性などに配慮して選ぶことが大切になります。呉市景観形成基準では、色彩を正確に表すために、マンセル表色系を採用していきます。マンセル表色系は、ひとつの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

色の三属性

色相

赤、青、黄、緑などといった色合いの違いのことであり、有彩色のみが持つ色の特徴です。

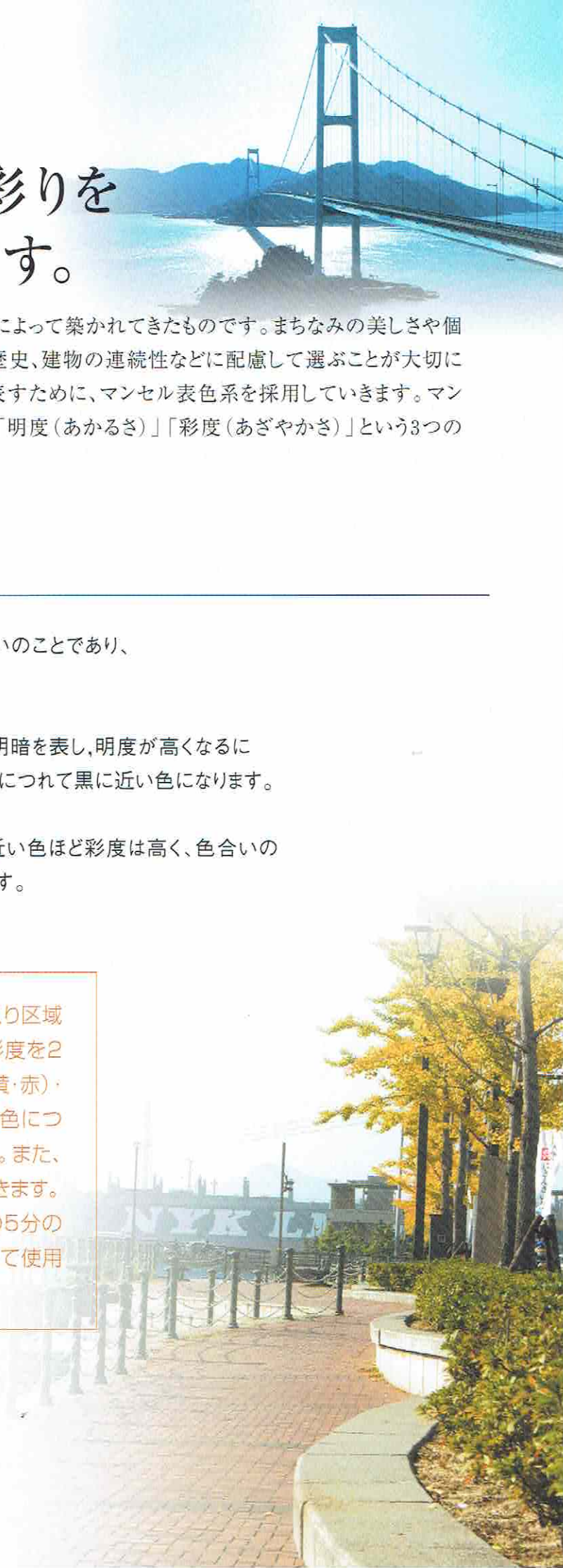
明度

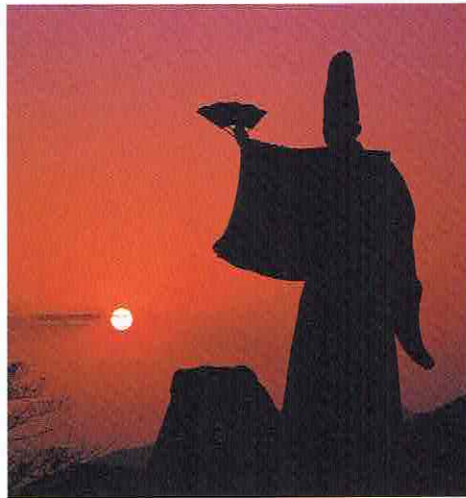
色の明るさの度合いのことです。色の明暗を表し、明度が高くなるにつれて色は白に近くなり、明度が低くなるにつれて黒に近い色になります。

彩度

色の鮮やかさを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度は高く、色合いの少ないくすんだ色ほど彩度は低くなります。

呉市景観計画では、景観計画区域及び景観づくり区域の色彩のおすすめする色を全色明度5以上、彩度を2以下とし、避けたほうが良い色は、R(赤)・YR(黄・赤)・Y(黄)明度2未満、彩度10以上、それ以外の色については、明度2未満、彩度8以上の範囲内とする。また、その他の範囲については協議色とさせていただきます。ただし、建築物若しくは工作物の見付け面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセントカラーとして使用する部分の色彩についてはこの限りでない。





呉市都市部都市計画課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6
tel (0823) 25-3367 fax (0823) 24-6831
e-mail:tosikei@city.kure.lg.jp